

頁	正	誤
640	<p>[2]輸入割当制度 2. 輸入割当ての申請手続</p> <p>輸入割当品目に該当する貨物を輸入しようとする者は、経済産業大臣に申請して、輸入割当てを受けた後でなければ、輸入の承認を受けることができない。ただし、輸入割当てを受けた者から輸入の委託を受けた者が輸入割当品目に該当する貨物を輸入しようとする場合において、<u>経済産業大臣が定める場合に該当するとき、又は経済産業大臣の確認を受けようとするときは</u>、改めて輸入割当てを受けることなく、輸入の委託を受けた者の名で輸入の承認を<u>受ける必要がある。なお、経済産業大臣の確認を受けようとするときは、同時に輸入承認申請を行うこととされている</u>（輸入令第9条第1項、輸入規制第2条第1項）。</p> <p>(注)「経済産業大臣が定める場合」とは、加工貿易原材料（加工貿易原材料として特別の輸入割当てが行われる 貨物に限る。）について、輸入割当てを受けた加工業者又は加工業者の属する団体から輸入の委託を受けた 者が当該輸入割当てに係る貨物を輸入しようとする場合をいう。</p>	<p>輸入割当品目に該当する貨物を輸入しようとする者は、経済産業大臣に申請して、輸入割当てを受けた後でなければ、輸入の承認を受けることができない。ただし、輸入割当てを受けた者から輸入の委託を受けた者が輸入割当品目に該当する貨物を輸入しようとする場合において、<u>経済産業大臣が定める場合に該当するとき、又は経済産業大臣の確認を受けたときは</u>、改めて輸入割当てを受けることなく、輸入の委託を受けた者の名で輸入の承認を<u>申請することができ</u>る（輸入令第9条第1項、輸入規制第2条第1項）。</p> <p>(注)「経済産業大臣が定める場合」とは、加工貿易原材料（加工貿易原材料として特別の輸入割当てが行われる 貨物に限る。）について、輸入割当てを受けた加工業者又は加工業者の属する団体から輸入の委託を受けた 者が当該輸入割当てに係る貨物を輸入しようとする場合をいう。</p>